

廃棄物処理施設に係る維持管理情報の公表
(廃棄物処理法8条の3第2項及び15条の2の3第2項関係)

1、一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

		排ガス		排水	
		排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	硫黄酸化物(SOx) : 0 ppm 窒素酸化物(NOx) : 70 ppm ばいじん : Tr g/m ³ N *) 廃棄物に起因するガスは、精製して燃料ガスとして販売するためばい煙の発生はない。排ガスは熱分解炉の間接加熱排ガス	【排水処理設備処理水(処理水)】 水銀及びその化水銀化合物(T-Hg) : <0.0005 ppm カドミウム及びその化合物(Cd) : <0.01 ppm 鉛及びその化合物(Pb) : <0.1 ppm 6価クロム化合物(Cr ⁺⁶) : <0.05 ppm 砒素及びその化合物(As) : <0.05 ppm セレン及びその化合物(Se) : <0.1 ppm シアン化合物(T-CN) : <1.4 ppm ダイオキシン類 : <1 pg-TEQ/l	
排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	窒素酸化物(NOx)、ばいじん: 2回/年	【排水処理設備処理水(処理水)】 水素イオン濃度、化学的酸素要求量、浮遊物質量、総水銀、カドミウム、鉛、6価クロム、砒素、セレン、シアン : 2回/年 ダイオキシン類 : 1回/年			
一般廃棄物・産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	廃棄物のガス化	廃棄物を圧縮工程を経て熱分解炉へ装入し、熱風炉で発生した熱風で外部から間接加熱することにより、熱分解・ガス化を行う。廃棄物の性状に応じて装入量を調節し、十分な熱分解・ガス化時間を確保する。			
	ガスの改質	熱分解後の乾溜物(炭素と無機物)と発生したガスは、高温反応炉に送り、不燃物の熔融とガスの改質を行う。高温反応炉の上部では、ガス温度約1200℃の高温状態で2秒以上滞留させることにより、ガス中のダイオキシン類を始めとする塩素化炭化水素や環状・長鎖状炭化水素を分解し、水素・一酸化炭素・二酸化炭素を主成分とする粗合成ガスに改質する。炉出口でガス温度を連続測定し、温度の維持調整を行うとともにその結果を記録する。			
	ガスの冷却・洗浄・精製	改質された粗合成ガスは、約1200℃から約70℃以下まで水で急速冷却・洗浄し、ダイオキシン類の再合成を防止する。この冷却・洗浄は、酸洗浄とアルカリ洗浄の2段階で行うことにより、それぞれ重金属成分、及び塩化水素等の酸性ガスを除去すると共に、ばいじんを取り除く。冷却・洗浄装置出口でガス温度を連続測定し、その結果を記録する。 冷却・洗浄されたガスは、さらに脱硫(硫化水素除去)や活性炭吸着などにより、清浄度の高い精製合成ガスとして回収する。精製合成ガス中の厚生大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類濃度は0.01ng-TEQ/Nm ³ 以下となる。			
	ガスの濃度測定	生成ガスの処理工程において、運転管理に必要な酸素、水素濃度等の常時測定を行う他、精製合成ガスについて、ダイオキシン類(1回/年)、硫黄酸化物・ばいじん・塩化水素・硫化水素(1回/6月)の濃度を測定し記録する。			